

監査結果公表第28-6号

財政援助団体等監査の結果に対する措置の通知の公表について

次のとおり監査結果に対する措置の通知がありましたので、地方自治法第199条第12項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成28年10月28日

八尾市監査委員	田 中	清
同	八 百	康 子
同	小 湊	雅 子
同	大 野	義 信
同	露 原	行 隆

記

1 措置の通知

平成27年度財政援助団体等監査の結果に対する措置の通知
平成28年10月24日付け 八経産産第107号
一般社団法人八尾市観光協会
公益財団法人八尾市清協公社

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号
八尾市監査事務局
電話番号 072-924-3896 (直通)

3 その他

措置の通知については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページで閲覧できます。

平成 27 年度実施財政援助団体等監査の結果に対する措置の内容
 一般社団法人八尾市観光協会

指摘事項	講じた措置又は経過の報告
<p>1 規則等の点検及び改正等について 平成25年11月28日施行の就業規則、職員の給与等に関する規則、臨時職員の雇用に関する要綱、非常勤嘱託職員の報酬等に関する要綱、会費に関する規則、公印規則に不備が見受けられるので、事務局の組織及び運営に関する規則等の点検を行うとともに必要な改正等を行われたい。</p>	<p>措置状況 1. 措置済（平成 28 年 6 月 27 日） （一社）八尾市観光協会における各種規則等を点検し、平成 28 年 3 月及び 6 月に開催された理事会において、規則等の改正を行いました。</p>
<p>2 労働契約について 理事長から職員へ交付された任用通知書には、記載された任用期間や勤務条件等に対して住所、氏名の自署と捺印があるものの、報酬等のうち手当についての記載が不十分であるため、適切な内容を記載した労働契約の締結を検討されたい。</p>	<p>措置状況 1. 措置済（平成 28 年 4 月 1 日） 平成 28 年 4 月 1 日に、書式を「任用通知書」から賃金、手当の額等を明記した「労働契約書」に改めました。</p>

平成 27 年度実施財政援助団体等監査の結果に対する措置の内容
公益財団法人八尾市清協公社

指摘事項	講じた措置又は経過の報告
1 文書事務について 伺書において、決裁年月 日等が記入されていない ので、適正な事務処理に改 められたい。	措置状況 1. 措置済（平成 28 年 3 月 29 日） 担当者に再度注意喚起するとともに、複数の職員によるチェック ができる体制を構築しました。